

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

改定案

【改定案（平成30年月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

改定案

【改定案（平成30年7月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

改定案

【改定案（平成30年7月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回〔整正後〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕			
					目地段差	1工事に1回			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

改定案

【改定案（平成30年7月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12		コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	準拠する 要領の制 定等に対 応
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の 場合は打設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」によ り「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に 1回〔修正後〕				
					目地段差	1工事に1回				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔修正後〕				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	準拠する 要領の制 定等に対 応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各層 毎1工事に1回〔修正後〕				

現行

【現行（平成29年3月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	15		路面切削工	幅厚さ(基準高)	1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-15
3	2	6	16		舗装打換え工	幅延長厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-16
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回〔施工後〕		
3	2	7	2		安定処理工	施工厚さ幅	1施工箇所に1回〔施工後〕 ※路床は40mに1回	代表箇所各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-5

改定案

【改定案（平成30年7月）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	15		路面切削工	幅厚さ(基準高)	1施工箇所に1回〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-15	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	16		舗装打換え工	幅延長厚さ	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-16	
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-6-17	
						タックコート	各層毎に1回〔散布時〕			
						整正状況	400mに1回〔施工後〕			
3	2	7	2		安定処理工	施工厚さ幅	1施工箇所に1回〔施工後〕 ※路床は40mに1回	代表箇所各1枚	3-2-7-2	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-3	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ幅	40m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	3-2-7-5	

【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】	【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】	改定理由
<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>準拠する要領の制定等 に対応</p>